

# 多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業助成金交付要領

5 公東観地事第 465 号

令和 5 年 5 月 31 日

多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業助成金の交付については、多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、本要領の定めるところによる。

## 第 1 内容変更

要綱第 11 条第 1 項に定める「内容を変更しようとするとき」とは、事業計画の目的又は特徴に影響を及ぼす範囲の変更、導入する機器設備の変更をいう。

## 第 2 財産処分

- 1 要綱第 26 条第 4 項における財産処分による東京観光財団への納付金の算出方法は、次の算式によるものとする。

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここでは、

A: 当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

B: 助成事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C: 当該処分財産の「助成事業に要した経費」

D: C に対する当該助成金の確定額

E: 東京観光財団への納付金

- 2 東京観光財団への納付金額は、当該助成金の確定額から要綱第 26 条第 4 項に基づく納付金を控除した金額を限度とする。

## 附 則

この要領は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。